

9. 養護老人ホーム・軽費老人ホームの周知・活用促進への取組について

＜養護老人ホームの活用促進のための取組状況＞

No	団体名	活用促進の取組内容				研修会等の取組内容				平成26年11月現在				
		自治体 ホームページ への掲載 状況	パンフ レットの 発行	DVD作 成	新聞広 告の掲載 状況	自治体 の広報 掲載	その他	研修会	シンポ ジウム	研修会 の開催 状況	研修会 の開催 状況	研修会 の開催 状況	研修会 の開催 状況	
48	札幌市													
49	仙台市													
50	さいたま市													
51	千葉市													
52	横浜市													
53	川崎市													
54	相模原市													
55	新潟市													
56	静岡市													
57	浜松市													
58	名古屋市													
59	京都市													
60	大阪市													
61	堺市													
62	神戸市													
63	岡山市													
64	広島市													
65	北九州市													
66	福岡市													
67	熊本県													
68	佐賀県													
69	長門県													
70	青森県													
71	岩手県													
72	秋田県													
73	山形県													
74	いわて県													
75	宮城県													
76	新潟県													
77	富山県													
78	石川県													
79	福井県													
80	岐阜県													
81	山梨県													
82	長野県													
83	東京都													
84	千葉県													
85	埼玉県													
86	東京都													
87	東京都													
88	東京都													
89	東京都													
90	東京都													
91	東京都													
92	東京都													
93	東京都													
94	東京都													
95	東京都													
96	東京都													
97	東京都													
98	東京都													
99	東京都													
100	東京都													
101	東京都													
102	東京都													
103	東京都													
104	東京都													
105	東京都													
106	東京都													
107	東京都													
108	東京都													
109	東京都													
110	東京都													

＜養護老人ホームの活用促進のための取組状況＞

(注1) ●:実施している「研修等の取組内容」については、平成24年度から26年度までの3か年において、1回以上開催している場合、
△:実施を検討している

(注2) 活用促進の取組内容「その他」の具体例としては、「高齢者向け冊子への掲載」、「ちらしの配布」、「施設が作成したパンフレットの配布」等

No	団体名	活用促進の取組内容				研修会等の取組内容				平成26年11月現在				
		自治体 ホームページ への掲載 状況	パンフ レットの 発行	DVD作 成	新聞広 告の掲載 状況	自治体 の広報 掲載	その他	研修会	シンポ ジウム	研修会 の開催 状況	研修会 の開催 状況	研修会 の開催 状況	研修会 の開催 状況	
1	北海道													
2	青森県													
3	岩手県													
4	宮城県													
5	秋田県													
6	山形県													
7	福島県													
8	茨城県													
9	栃木県													
10	群馬県													
11	埼玉県													
12	千葉県													
13	東京都													
14	神奈川県													
15	新潟県													
16	富山県													
17	石川県													
18	福井県													
19	山梨県													
20	長野県													
21	岐阜県													
22	静岡県													
23	愛知県													
24	三重県													
25	滋賀県													
26	京都府													
27	大阪府													
28	兵庫県													
29	奈良県													
30	和歌山県													
31	鳥取県													
32	島根県													
33	岡山県													
34	広島県													
35	山口県													
36	徳島県													
37	香川県													
38	愛媛県													
39	高知県													
40	福岡県													
41	佐賀県													
42	長崎県													
43	熊本県													
44	大分県													
45	宮崎県													
46	鹿児島県													
47	沖縄県													

＜軽費老人ホームの周知等の取組状況＞

(注1) ●：実施している(研修等の取組内容については、平成24年度から26年度までの3カ年において、1回以上開催している場合)、
 △：実施を検討している

(注2) 周知等の取組内容「その他」の具体例としては、「高齢者向け冊子への掲載」、「ちらしの配布」、「施設が作成したパンフレットの配布」等

No	団休名	周知等の取組内容						研修会等の取組内容									
		通知や 研修運 送の発 行	自治体 ホームページ への掲載	パンフ レットの 発行	DVD作 成	新加広 告への 掲載	自治体 の広報 誌への 掲載	その他	研修会	シンポ ジウム	関係者 を求め た要請	未定	その他				
1	北海道																
2	青森県																
3	岩手県																
4	宮城県																
5	秋田県																
6	山形県																
7	福島県																
8	茨城県																
9	栃木県																
10	群馬県																
11	埼玉県																
12	千葉県																
13	東京都																
14	神奈川県																
15	新潟県																
16	富山県																
17	石川県																
18	福井県																
19	山梨県																
20	長野県																
21	岐阜県																
22	静岡県																
23	愛知県																
24	三重県																
25	滋賀県																
26	京都府																
27	大阪府																
28	兵庫県																
29	奈良県																
30	和歌山県																
31	鳥取県																
32	島根県																
33	岡山県																
34	広島県																
35	山口県																
36	徳島県																
37	香川県																
38	愛媛県																
39	高知県																
40	福岡県																
41	佐賀県																
42	長崎県																
43	熊本県																
44	大分県																
45	宮崎県																
46	鹿児島県																
47	沖縄県																
	都道府県小計	3	28	4	0	0	0	0	0	2	4	4	3	0	4	0	1
	(△は除く)																

＜軽費老人ホームの周知等の取組状況＞

平成26年11月現在

No	団休名	周知等の取組内容						研修会等の取組内容									
		通知や 研修運 送の発 行	自治体 ホームページ への掲載	パンフ レットの 発行	DVD作 成	新加広 告への 掲載	自治体 の広報 誌への 掲載	その他	研修会	シンポ ジウム	関係者 を求め た要請	未定	その他				
48	札幌市																
49	仙台市																
50	さいたま市																
51	千葉市																
52	横浜府																
53	川崎市																
54	相模原市																
55	新潟市																
56	静岡市																
57	浜松市																
58	名古屋市																
59	東海市																
60	大塚市																
61	勢市																
62	神戸市																
63	岡山市																
64	広島市																
65	北九州市																
66	福岡市																
67	熊本市																
68	鹿児島市																
69	旭川市																
70	青森市																
71	盛岡市																
72	秋田市																
73	釧路市																
74	いわて市																
75	宇都宮市																
76	前橋市																
77	宇都宮市																
78	川崎市																
79	長野市																
80	市																
81	長野市																
82	市																
83	市																
84	市																
85	市																
86	市																
87	市																
88	市																
89	市																
90	市																
91	市																
92	市																
93	市																
94	市																
95	市																
96	市																
97	市																
98	市																
99	市																
100	市																
101	市																
102	市																
103	市																
104	市																
105	市																
106	市																
107	市																
108	市																
109	市																
110	市																
	都道府県小計	0	39	18	0	0	0	0	0	5	23	27	3	0	0	0	1
	(△は除く)																

<自由記載欄の回答より、各自治体の取組事例>

<茨城県>

【軽費に関する取組：別添1参照】

●「高齢者相談所」の設置

軽費老人ホームの認識が進んでいないため、茨城県老人福祉協議会軽費部会において地域貢献活動等の取り組みを検討中。先例として、水戸市内のケアハウスが中心となり、市内の老人ホーム27施設で、施設入所に関すること等、福祉に関する幅広い相談に応じる「高齢者相談所」を平成26年9月15日に開設した。

<栃木県>

【養護に関する取組】

●栃木県主催の研修会の開催（平成26年度）

研修名：「老人ホームへの入所措置等」に係る市町担当者研修会

対象者：各市町老人保護措置事務担当者

目的：老人保護措置担当者に対し、措置制度や養護老人ホームの現状と課題等に対する理解を深めるとともに、各市町における措置事務の実施状況等についての情報共有を図る

内容：「養護老人ホームに係る制度経過及び現状と課題等について」「措置事務における留意事項等について」等

<埼玉県>

【養護に関する取組】

●通知の発出

管内市町村あて、課長通知「養護老人ホームへの措置について」を発出し、きめ細かい措置の積極的な実施に努めるようお願いするとともに、養護老人ホーム及び埼玉県社会福祉協議会へ、その内容を周知した。

<千葉県>

【軽費・養護に関する取組】

●関係者を集めた会議の開催

千葉県が主催し、県の担当課長、千葉県高齢者福祉施設協会、市町村職員、有識者等で構成される、養護・軽費老人ホームの活用等を検討するワーキンググループを設置し、平成26年度6月～9月に計3回作業部会を開催した。近年の定員割れの原因については、施設の認知度が低いことが原因と考えられ、施設の魅力を「見える化」して情報発信し認知度を上げていく必要がある等の結論となった。（具体的な取り組みについては、ワーキンググループの意見を踏まえ、今後詰めていく。）

<石川県>

【養護に関する取組】

●長寿社会課主催の関係者会議の開催

①養護老人ホーム部会（平成25年度開催）

県長寿社会課担当者が、県内養護老人ホーム事業者を対象に開催し、事業者からの要望等について意見交換を行った。

②老人保護措置に係る意見交換会（平成25年度開催）

県長寿社会課担当者が、県内市町担当者を対象に開催し、各自自治体からの要望等について意見交換を行った。（市町村からの質問が多かったため、一度整理するために開催した）

<山梨県>

【軽費・養護に関する取組：別添2参照】

●県のホームページへの掲載

軽費老人ホーム及び養護老人ホームの概要、施設一覧、毎月の入居状況を県のホームページに掲載。

<滋賀県>

【軽費・養護に関する今後の取組の検討】

●軽費老人ホームについて

高齢者の住まいを取り巻く状況は、サービス付き高齢者向け住宅の普及等により変化しつつあり、軽費老人ホームが担う役割についても、制度創設時に比べ変化してきている。今後、地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、軽費老人ホームが果たすべき新たな役割について、事業者団体等と一緒に検討することとしている。

●養護老人ホームについて

特養の重点化、困難な課題を抱える高齢者への対応など、養護老人ホームの役割等について、市町や事業者団体等と意見交換するなどして検討したい。

<熊本県>

【軽費・養護に関する取組：別添3参照】

●パンフレットの多様な住まいの作成・配布（平成24年3月作成）

高齢者向け住まいの制度等をまとめたパンフレット「高齢者の多様な住まい」の中で、軽費老人ホームや養護老人ホームの制度についても記載。パンフレットは市町村や地域包括支援センター等に配付。

<沖縄県>

【養護に関する取組：別添4参照】

●措置事務の状況調査の実施及び、通知の発出

管内市町村の養護老人ホームの入所措置事務の状況を把握するため、「養護老人ホームの入所措置に関する事務の状況調査」を行い、各市町村の状況について、結果を通知した。

<仙台市>

【軽費・養護に関する取組：別添5参照】

●パンフレットの発行及び、ホームページへの掲載

高齢者向け冊子「シルバライフ」を作成し、市役所や区役所の窓口等で配布を行っている。また、冊子の内容を市のホームページに掲載している。

<熊本市>

【養護に関する取組】

●関係者会議の開催

対象者：養護老人ホーム職員 10名、区役所職員 11名、地域包括支援センター職員 28名

内容：養護老人ホームの現状、各養護老人ホームからの報告、入所申し込み時の調査票様式についてグループ討議している。

<船橋市>

【軽費・養護に関する取組：別添6参照】

●高齢者向け冊子等の作成及び配布

以下の各資料に、軽費老人ホーム及び養護老人ホームの概要、入所要件、問い合わせ先等を掲載し、配布している。

※「介護保険・高齢者福祉ガイド」

介護サービスの利用方法や各種高齢者福祉サービスについて掲載したもの。平成26年度発行部数35,000部で市役所や各出張所窓口で希望者に配布しているほか、新たに65歳以上となった高齢者のみ世帯約4,000世帯へ郵送している。

※「ふなばし市民便利帳」

行政サービス等を掲載したガイドブック。平成26年度市内全世帯（約27万世帯）のポストに配布したほか、転入者や希望者に市役所等窓口で配布している。また、市ホームページにおいてダウンロード可能。

※「高齢者施設パンフレット」

※「高齢者施設パンフレット」窓口・電話等で施設入所について問い合わせを受けた際、高齢者福祉課にてその都度印刷し、配布または郵送している。

2014年(平成26年)10月10日 金曜日

笠間支局

☎0296(72)0004 ファクス(73)0163

◇身近な情報をお寄せください

高齢者相談所を開設

介護保険や
認知症対応

水戸の27福祉施設

水戸市内の老人福祉施設でつくる「市老人福祉施設連絡会」(武藤邦彦代表)は9日までに、地域のお年寄りと家族を対象にした常設の「高齢者相談所」を開設した。相談所は連絡会に加盟する全27施設に設置、介護保険の利用に関する問い合わせや認知症への対応など、福祉に関わる相談に各施設の生活相談員などが無料で応じる。

介護保険制度や施設

入所に関する相談のほか、認知症への対応方法や在宅での介護の悩み、災害時の避難受け入れなど、福祉に関する幅広い相談に応じる。相談内容によっては必要であれば関係機関に橋渡しする。

民間が主体となっており、同連絡会は身内が対象とし、近な施設として地域住民がより気軽に利用できるような相談所の開設を準備するのは県内で初めて。市内には高齢者の相談に応じる市地域包括支援センターが

あるが、同連絡会は身内ホーム3施設、軽費老人ホーム5施設。相談所の名称は「おとしより相談」とし、相談日と相談時間は施設ごとに設定する。

(戸島大樹)

トップ > 医療・健康・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 高齢者福祉その他 > 老人ホーム等入所者数

ツイート 1 いいね! 0 更新日:2014年11月27日

医療・健康・福祉

医療・健康

福祉

- ・ 高齢者福祉
- ・ ひとり親・児童福祉
- ・ 障害福祉
- ・ 福祉その他
- ・ 関係機関

子育て・少子化対策

給付・助成制度

許認可関係

資格・免許・試験

相談窓口

▲ 老人ホーム等入所者数

平成26年分 | 平成25年分 | 平成24年分 | 平成23年分 | 平成22年分 | 平成21年分 |
平成20年分 | 平成19年分 | 平成18年分 |

平成18年1月以降の老人ホーム(養護・特養)及び老人保健施設の入所者数の一覧を掲載しています。

● 平成26年分老人ホーム等入所者数

- PDF 平成26年11月1日現在 **NEW**
- PDF 平成26年10月1日現在(修正)
- PDF 平成26年9月1日現在(修正)
- PDF 平成26年8月1日現在(修正)
- PDF 平成26年7月1日現在(修正)
- PDF 平成26年6月1日現在(修正)

ここをクリックすると

出典:山梨県ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/chouju/72124921145.html>

施設ごとの入居状況が表示

別紙
老人ホーム入所者数(養護・特養) 平成26年11月1日 (NO. 1)

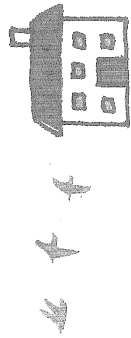
種別	施設名	入所者数										ショートステイ利用状況				
		定員	現員	利用率	男	女	うち 療外者	うち 入院者	うち 療たさき	(前月中) 新規入所者	(前月中) 退所者	実人員	延べ日数	専用居室 定員		
養護 老人 ホーム	1 豊島荘	50	45	90%	20	25	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 晴風園	75	51	68%	14	37	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0
	3 静心荘	50	32	64%	12	20	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0
	4 慈生園	70	51	73%	19	32	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0
	5 慈恵寮	50	38	76%	12	26	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	6 大観養生園	60	45	75%	24	21	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0
	7 幸風寮	100	75	75%	29	46	0	2	1	0	1	0	0	0	2	0
	8 聖ヨゼフ寮	50	50	100%	12	38	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	9 功德寮	50	42	84%	20	22	8	0	3	0	1	0	0	0	0	0
	10 和音寮	70	68	97%	29	39	0	4	3	2	0	0	0	0	2	0
	11 青い鳥老人ホーム	50	49	98%	21	28	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
	12 光珠荘	50	45	90%	27	18	14	2	0	0	1	1	30	0	0	0
養護計 A	723	591	82%	239	352	22	28	19	2	5	1	30	0	11	0	

老人ホーム入所者数調べ(特養) 平成26年11月1日

種別	施設名	入所者数										
		定員	現員	利用率	男	女	うち 療外者	うち 入院者	うち 療たさき	(前月中) 新規入所者	(前月中) 退所者数	
特養 老人 ホーム	1 へいりん荘	50	50	100%	12	38	6	0	0	0	0	0
	2 泉ホーム	50	49	98%	25	24	18	0	0	1	0	0
	3 あやめの里	50	50	100%	6	41	6	0	0	1	1	1
	軽費A型計A	150	143	99%	48	103	30	0	0	2	1	1
	4 サクビ-増山	50	42	84%	10	32	13	1	0	0	1	1
	5 ハビビ茅原台	50	42	84%	17	25	5	1	0	0	0	0
	6 パンセ	50	41	82%	14	27	7	0	0	0	1	1
	7 グレーの森	50	35	70%	8	27	4	1	0	1	1	1
	8 サンテいちのみや	50	49	98%	15	34	4	6	0	0	1	1
	9 かがみ ファイン	50	48	96%	12	36	11	1	0	2	2	2
	10 セレン橋形	50	49	98%	17	32	13	4	0	0	0	0
	11 Y702 みのみ	50	42	84%	15	27	23	2	0	1	1	1
	12 北のぞのや	50	42	84%	12	30	16	2	0	0	2	2
	13 海老-北のぞ 奥湯村	50	44	88%	13	31	8	1	0	0	1	1
	14 あまひ聖母院	50	42	84%	11	31	11	1	0	1	1	1
15 あけぼのケアハウス ケアハウス村B	50 600	40 528	80% 88%	16 160	24 368	3 118	1 21	0 0	1 6	1 12	1 12	
軽費=A+B	750	678	90%	206	472	148	21	0	8	13	13	

あなたに合った高齢期の 住まいを探してみよう ～高齢者向け住まいのいろ～

高齢者を快適に自分らしく過ごすには、どんな住まい方があられるでしょうか。自宅以外にどんな住まいがあるのか、自分にはどんなタイプの住まいが合うのか、以下のチャートで探してみよう。



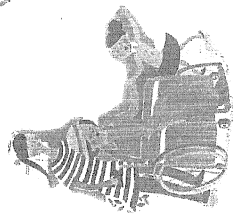
スタート

Q 介護が必要ですか？
A 介護は必要ない
（自立した生活を送っている）
B 介護が必要
（介護認定を受けている）

Q 認知症の症状がありますか？
A 認知症の症状はない
B 認知症の症状がある

Q 常時療養（看護やリハビリ等）が必要ですか？
A 常時療養は必要ではない
B 常時療養が必要

Q 医療的ケアはどの程度必要ですか？
A 治療の必要はないが
リハビリや看護が必要
B 治療を伴う常時の医療的ケアが必要



〈チャートの進め方〉



各設問の回答が「A」の場合は実線の矢印、「B」の場合は点線の矢印を進んで下さい。ゴールした施設・住宅の種類が、ご希望や現在の状況から適当と思われるものとなります。

ご注意
このチャートはご自身のご希望や条件に合う住まいの種類についておぼろかな見当をつけていただくためのものであり、あくまで参考とお考えください。なお、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどは、提供されるサービス内容や入居費用などにかかわらず幅がありますので、ご注意ください。

適当だと考えられる住まいの種類

有料老人ホーム (住宅型)	高齢者に対し、入浴・排せつ・食事を介護、食事の提供、その他日常生活に必要なサービスを提供する施設です。介護が必要になった場合、外部の訪問介護サービス等を利用して生活が継続できます。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者に必要なハード（バリアフリー構造・一定の面積、設備）と安心できる見守りサービス（ケアの専門家による安否確認と生活相談サービス）を備えた住まいです。
ケアハウス	家庭介護、住宅事情などの理由により、自宅での生活が困難なために、日常生活に必要なサービスを提供する施設です。
経過的軽費 老人ホーム (A型・B型)	自宅で生活することが困難な方が、無料又は低額な料金で日常生活に必要なサービスを受けられる施設です。介護サービスが必要なA型と、自費が必要ないB型があります。
養護老人ホーム	障壁上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な方が、市町村の措置により入所する施設で、日常生活に必要なサービスを提供する施設です。
シルバー ハウジング	バリアフリー化された住宅とライフサポートアドバイザー（生活援助員）による相談、安否確認、緊急時対応などのサービスの提供をあわせて行う公営住宅です。
生活支援ハウス	独立して生活することに不安のある方が利用できる施設で、老人デイサービスセンターなどに居住部門が併設されたものです。

特別養護 老人ホーム	常に介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な方が、介護等の日常生活の世話、機能訓練などのサービスを受けることができる施設です。
有料老人ホーム (介護付き)	高齢者に対し、入浴・排せつ・食事を介護、食事の提供、その他日常生活に必要なサービスを提供する施設です。介護が必要な場合、施設の介護サービスを受けて生活が継続できます。
ケアハウス (特定施設)	家庭介護、住宅事情などの理由により、自宅での生活が困難な方に、日常生活に必要なサービスを提供します。介護が必要な方は、施設の介護サービスを受けて生活が継続できます。
認知症高齢者 グループホーム	認知症の方が、小規模かつ家庭的な環境の中で共同生活を送りながら、介護等の日常生活の世話、機能訓練などのサービスを受けることができる施設です。
介護老人保健施設	病状が安定し、入院治療を必要としない方が、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けながら在宅復帰を目指す施設です。
介護療養型 医療施設	長期にわたる療養を必要とする方が、必要な医療のほか、介護その他の世話及び機能訓練などのサービスを受けることができる施設（病院、診療所）です。

※サービスの内容や費用はそれぞれ異なりますので、十分確認しましょう。

別添3：熊本県

出典：「わたしらしく暮らしたい」高齢者の多様な住まい（平成24年3月）
熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

別添4: 沖縄県

福高第171号
平成26年2月21日

各市町村
高齢者福祉担当課長 殿

沖縄県福祉保健部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

平成23・24年度養護老人ホームの入所措置に関する事務の調査について

みだしのことについて、別添のとおり調査結果がまとまりましたので参考のため送付いたします。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの措置事務については管内住民に対し周知を図るとともに、別添平成24年12月25日付け福高第2128号「老人福祉法に基づく養護老人ホームへの措置事務について(技術的助言)」に基づき適切に執行されるようお願いいたします。

養護老人ホームの入所措置に関する事務の 状況調査について(調査結果概要)

高齢者福祉介護課

1 調査概要

(1) 調査目的：市町村の老人福祉法第11条第1項第1号に基づく養護老人ホームの入所措置事務の状況を把握するため

老人福祉法(抄)

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

1 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

(2) 調査依頼日：平成25年9月2日

(3) 調査方法：調査票記入及び電話による聴取

(4) 調査対象年度：平成23年度～平成24年度

(5) 調査結果(概要)：別紙のとおり

ア 平成23年度の調査結果

(7) 養護老人ホームの入所相談 39件 (9市町村)
→相談窓口の対応：実態調査を実施 12件
窓口対応で終了 11件
他のサービスへ繋ぐ 8件
翌年度に実態調査を実施 8件

(4) 入所判定委員会に諮問 12件 (5市町)

判定結果：養護老人ホーム入所対象 10件
特別養護老人ホーム入所対象 1件
老人ホーム入所の対象外 1件

(4) 措置入所件数

12件 (5市町)

※前年度以前の入所判定委員会により入所対象となつた3件を含む

沖縄県高齢者福祉介護課
施設福祉班 担当 國博
電話：098-866-2214
FAX：098-862-6325
e-mail：kokubest@pref.okinawa.lg.jp

別添

福高第2128号
平成24年12月25日

各市町村長 殿

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

老人福祉法に基づく養護老人ホームへの措置事務について（技術的助言）

日頃より、沖縄県の高齢者福祉行政の推進につきまして、御協力頂き感謝申し上げます。

老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項により、65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居室において養護をうけることが困難な者については、必要に応じ、市町村長が養護老人ホームへの入所措置をしなければならぬと定められています。高齢者人口の増加及び生活保護世帯の増加に伴い、措置対象者が潜在的に増加していることが推測されるもの、平成17年度以降、措置費に係る国庫負担金が廃止され、一般財源化されたことに伴い、予算不足等を理由に一部の市町村で十分な対応がなされておらず、県内の措置者数は年々、減少傾向にあります。

ついでには、セーフティネットとしての養護老人ホームの制度趣旨に鑑み、下記に留意のうえ、莫に入所を必要とする高齢者のニーズへの対応し、法第11条第1項の規定による措置を適切かつ円滑に行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 法第11条の規定による措置費については、三位一体改革による一般財源化に伴い、地方交付税の算定対象事務とされていることから、財源補償されているので、新年度の当初予算においても、措置事務の執行に必要な予算を確保すること。
- 2 入所措置にあたっては、「老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日付老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）」に従い、適正に対応すること。

- 3 経済的な理由については、老人福祉法施行令第6条により適切に判断すること。
- 4 要介護認定を受けている者についても、養護老人ホームにおいて介護保険サービスを受けることが可能であること。

福祉保健部高齢者福祉介護課
施設福祉班
電話 098-866-2214
FAX 098-862-6325

- イ 平成24年度の調査結果
- (7) 養護老人ホームの入所相談 41件（14市町村） 22件（前年度相談分含）
→相談窓口の対応：実態調査を実施 8件
窓口対応で終了 15件
他のサービスへ繋ぐ 3件
翌年度に実態調査を実施 1件
その他

- (4) 入所判定委員会に諮問 ↓ 20件（8市村）
- 判定結果：養護老人ホーム入所対象 14件
特別養護老人ホーム入所対象 2件
老人ホーム入所の対象外 2件
その他 2件

- (4) 措置入所件数 12件（7市町村）

2 各市町村の対応状況

- (1) 入所相談について
- 相談件数が0件の市町村について
 - 相談件数が0件以上の市町村について
- 介護や施設入所に係る相談自体はあるが、具体的に養護老人ホームに結びつく相談がなかった。相談件数にカウントしていないとする市町村があった。
- 視覚障害者からの相談は1件で、措置に至ったものはない。
 - 聴覚障害者からの相談はない。

- (2) その他
- 措置支弁額については、平均すると一人当たり約220万円である。
 - 養護老人ホームへの入所待機者を抱えている市町村は1市ある。

- 3 添付資料
- (1) 平成23年度 市町村養護老人ホーム入所措置等の状況について
 - (2) 平成24年度 市町村養護老人ホーム入所措置等の状況について
 - (3) 各市町村の養護老人ホーム措置費等の状況
(参考) 養護老人ホーム施設別入所状況
(参考) 養護老人ホーム市町村ごと入所状況

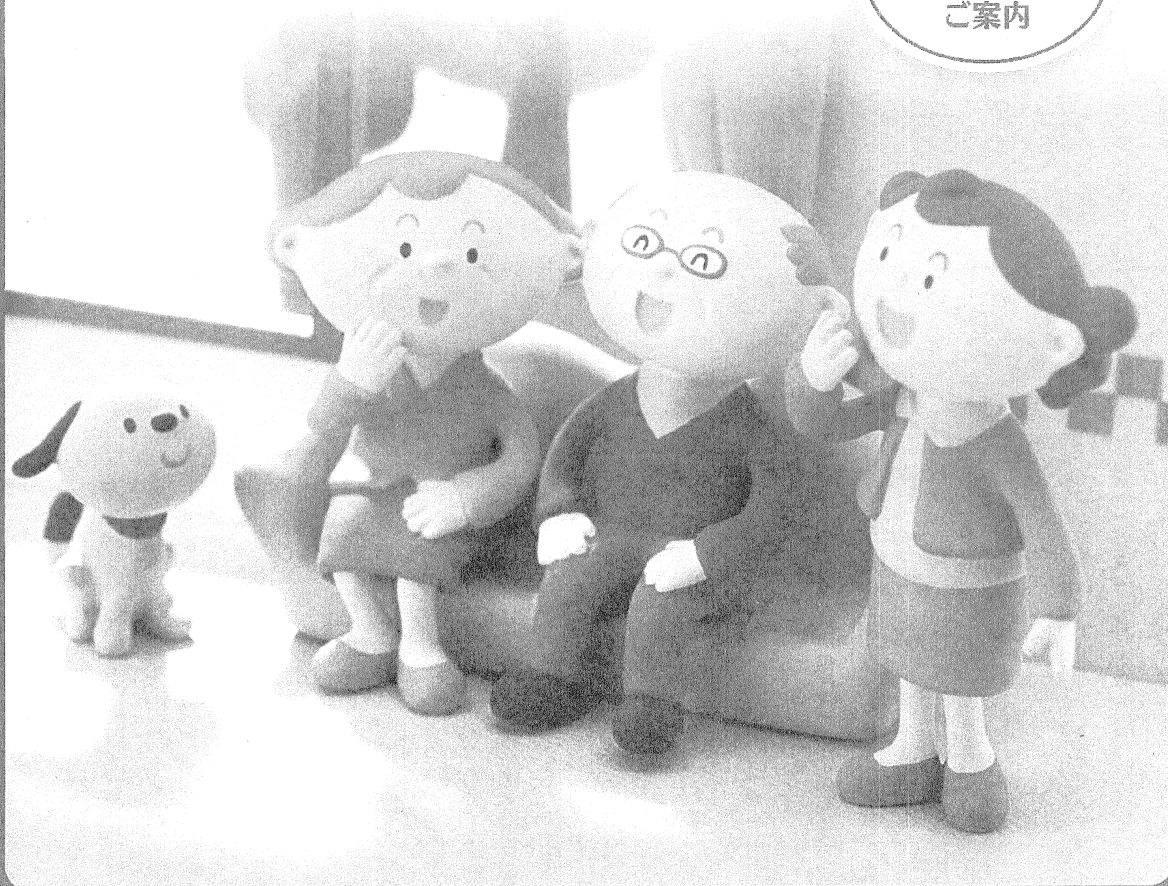
別添5:仙台市

Silver Life

シルバーライフ

知りたい情報が
ひとめでわかる

高齢者保健
福祉サービスの
ご案内



平成26年度版 仙台市

施設入所を考えている方へ

→施設一覧は[P45]へ

1 介護保険の要介護認定(要介護1~5)が必要な施設等

施設の種類の	入所できる年齢	対象	費用負担
①特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	65歳以上(特定疾病※1の方は40歳以上)	身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、自宅での生活が困難な方※2	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス費の1割負担 ・食費※3 ・居住費(燃料・光熱水費相当)※3 ・その他日常生活費
②介護老人保健施設		入院の必要はないがリハビリテーション、看護、介護を中心とした医療ケアを必要とする方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス費の1割負担 ・食料料費の実費 ・光熱水費の実費 ・施設が定める家賃 ※介護サービス費以外の減額制度はありません。 ※入居の際に一時金(敷金等)が必要となる場合があります。
③認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)		認知症により要介護認定を受けている方※4	

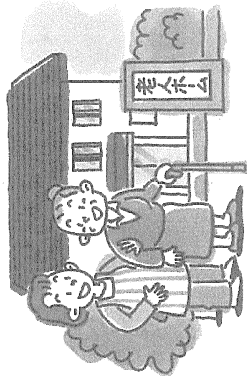
※1 脳血管系病など老化が原因とされる16種類の病気

※2 各施設が、要介護度や認知症の程度や介護者の状況等の基準(特別養護老人ホーム優先入所指針)に基づき、入所の必要性の高い人から入所を決定します。

※3 食費・居住費は各施設との契約により定められた金額になります。低所得者の方に対しては、負担を軽減する制度があります。→食費・居住費(滞在費)の負担軽減額の認定(→P21)へ

※4 介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けている施設については、要支援2の方も利用できます。

[申込み問合せ] 直接各施設へ(→P47-50-51)



施設入所を考えている方へ

2 介護保険の要介護認定に関わらず入所できる施設等

老人ホームの種類	入所できる年齢	対象	費用負担※4
①有料老人ホーム※1	おおむね65歳以上	食費や日常生活に必要なサービスや希望する方	利用に要する費用は、原則として全額自己負担※2
②特養老人ホーム※1	60歳以上※3 (未婚で入所する場合はどちらかが60歳以上)	A型(食事付)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の2倍程度以下の所得で、身寄りのない方、または家族の事情等により家族との同居が困難な方
		B型(自炊)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境、住居事情等の理由により自宅での生活が困難で、自炊のできる程度の健康状態の方
		ケアハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の低下が認められ、または高齢者のため、独立しての生活に不安が認められる方が困難な方
③養護老人ホーム※1※5	おおむね65歳以上	家族や住居の状況など、現在の環境のもとでは自宅で生活することが困難で、本人および本人を扶養している家族の所得が一定以下である方	<ul style="list-style-type: none"> ・所得に応じた費用負担 ※本人を扶養している家族に費用負担が生じることがあります。

※1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護(→P18)の指定を受けている施設の場合、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方は、施設から介護サービス提供を受けられます(それ以外の施設でも、自宅にお住まいの場合と同様に介護保険の居宅サービスを利用できます)。

※2 入居の際に一時金等が必要となる場合があります。

※3 特定疾病により介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方は40歳以上(介護予防)特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設のみ)

※4 このほか、要介護(要支援)認定を受けて介護保険のサービスを利用した場合は、利用料の1割負担があります。

※5 養護老人ホームの入所の可否は福祉事務所長が決定します。

[申込み問合せ] 養護老人ホームについては、各区役所障害高齢課
その他の施設は直接各施設へ(→P46-47)

施設入所を考えている方へ

平成26年4月1日現在

名称	開設	運営	所在地	電話番号		定員	併設施設等
				FAX	電話		
あけの星荘	S56.5.1	(社)カトリック児童福祉会	宮城野区安養寺2-24-1	287-1359	287-3103	50	併設施設等 晴皇園(特養)

平成26年4月1日現在

名称	開設	運営	所在地	電話番号		定員	併設施設等
				FAX	電話		
青葉ハイツ	S53.5.26	(社)青葉福祉会	青葉区川内三十八町49-59	265-6651	265-6652	50	併設施設等

平成26年4月1日現在

区	名称	開設	運営	所在地	電話番号		定員	併設施設等
					FAX	電話		
青葉区	光陽ホーム*	H4.4.1	(社)青葉福祉会	荒巻字三層沢1-5	214-7111	716-1617	50	アルデイ清泉(特養), アルデイ, GH
	サウスコーポ	H8.4.1	(社)大石ヶ原会	南宮成7-14-1	719-1614	719-1718	50	大石原苑(特養), デイ, 吉成苑(養護), 支援C
	フェリエコ	H8.4.1	(社)東北福祉会	国見ヶ丘7-141-9	277-3866	277-3323	30	リハラ荘(特養), デイ
宮城野区	ケアハウス 創快	H17.12.1	(社)仙台社会事業協会	栗山町6-1	273-4932	273-4919	10	仙臺朝陽(特養), 旭庭苑(特養), GH, デイ
	ひまわり	H12.4.1	(社)杜の里	岩切字草野原362-3	396-8082	396-8083	24	ひまわりの里(特養), デイ
青葉区	宮城野の里	H12.4.1	(社)厚生福祉会	田字字宮田223	385-8777	385-8778	30	短期, デイ, 支援C
	ケアハウス いわきり	H14.4.1	(社)太陽	岩切字福徳24-1	395-7277	395-7278	42	
若林区	ケアハウス J&B	H17.10.1	(社)康陽会	清水283-7-8	291-2234	291-2214	10	JSB(特養), デイ
	ハートフル仙台	H11.4.1	(社)杜の里	三原字権太101	289-5111	289-9333	50	杜の里(特養)
青葉区	松浦	H11.8.1	(社)愛泉会	青葉区部ヶ丘9-2-1	302-8320	391-7351	30	
	ケアハウス 大宮	H15.12.1	(社)心ス	四郎丸字大宮26-3	306-2710	306-2726	50	白雲苑(特養), デイ, 支援C, GH
泉区	橋	H9.4.1	(社)華生会	泉沢字橋川原1	376-8061	376-8063	30	水鏡荘(特養), デイ, 支援C
	トルフィン	H14.6.11	(社)泉寿会	上合字長命10	777-7682	777-7681	22	泉寿荘(特養), デイ
青葉区	それいゆ	H16.3.1	(社)合会	本田町20-15	218-7476	218-7472	50	百合ヶ丘苑(特養), アルデイ, GH
	松森の郷	H17.12.28	(社)東白陵会	松森字向本南27	771-6057	773-1058	30	黒ふもと村(特養), アルデイ

※(介護予防)特定施設入居者生活介護(→P18)の指定を受けた施設

平成26年4月1日現在

区	名称	開設	運営	所在地	電話番号		定員	併設施設等
					FAX	電話		
青葉区	クロアハウス	H16.2.15	(社)信和会	本町2-17-27	726-5025	265-8520	37	
	ペストライフ	H17.5.1	(株)ペストライフ	栗生6-7-1	302-9551	302-9552	75	
宮城野区	はなごころ	H17.7.1	(株)東北ゆうあい	八幡6-9-15	718-3881	718-3883	20	デイ
	上杉	H18.7.29	(株)ペストライフ	尾道雨宮町10-26	727-8301	727-8302	60	
青葉区	宮くらハウス	H20.5.15	(株)シュニタ	西花岡1-39-7	226-2444	226-3444	36	
	まどか	H12.11.26	(株)ペストライフ	鶴ヶ谷6-7-1	388-4988	388-4861	60	デイ
宮城野区	ルポ	H18.2.1	(株)ウエル	福徳4-5-5	385-6160	259-5760	26	
	アミ	H18.3.1	(株)メッセージ	岩切字青葉田129-1	396-1333	396-1334	49	
青葉区	ペストライフ	H18.9.1	(株)ペストライフ	高砂1-30-20	388-6641	388-6642	60	

※(介護予防)特定施設入居者生活介護(→P18)の指定を受けた施設

平成26年4月1日現在

区	名称	所在地	担当区域(学区)	電話番号		定員	併設施設等
				FAX	電話		
青葉区	河原町	河原町2-4-2アルファ河原町1F	八軒中	262-1180	262-1186		
	七郷	伊在字南通26 アイランドハイムC101	七郷中	288-7881	288-7882		
	大和町	大和町4-9-12 大和町レジデンス103	蒲町中, 東宮城野小(部町)	782-8510	782-8520		
	遠見塚	遠見塚1-14-30	南小泉中	781-3877	266-2859		チャイルド遠見塚 (特養)
	愛宕橋	向山4-19-10 共立愛宕橋ビル1F	愛宕中	215-8822	215-2955		
	八木山	松が丘33-22 八木山ツインツインテラスPB-1	八木山中	229-0811	229-9811		
	西多賀	西多賀1-16-25	西多賀中	307-3383	743-1364		デイ
	長町	長町5-3-20NTT東日本仙台長町ビル1F	長町中(湯沢担当圏域を除く)	304-2154	249-8662		
	郡山	郡山字行新田9-5	郡山中	748-0455	308-5334		老人福祉センター
	山田	錦旗本町1-17-33 サードンハイムアライズII1F	山田中, 人來田中	307-4440	307-4441		
太白区	西中田	西中田3-23-3 ハイムアズB-103	柳生中, 中田小	741-5290	741-5291		
	袋原	袋原中田3-26-54	袋原小	393-6833	383-6834		
	四郎丸	四郎丸字大宮46	東四郎丸小, 四郎丸小	748-0503	748-0504		○
	富沢	富沢大野田24-4 スナックエコーII105	富沢中	281-1115	281-1357		○
	茂庭	茂庭台2-15-20	茂庭台中, 生出中	399-2206	399-2213		○
	秋保	秋保町長安寺清水久保51-4	秋保中	372-8079	343-6826		○
	泉中央	泉中央2-16-1 ヒルズ/泉中央1階	七北田中	772-5501	772-5502		○
	将監	将監11-11-8	将監中(東北自動車道東側)	378-8886	342-6222		○
	寺岡	泉沢字立田原17-1	寺岡中, 高森中 将監東中(将監担当圏域を除く)	772-6220	772-6221		いずみの杜診療所
	松森	松森字下町8-1	松森中(向陽台担当圏域を除く)	343-1512	343-1513		
泉区	向陽台	向陽台4-7-14 伊藤コーポ102	向陽台中	728-8500	728-8522		
	南光台	南光台3-2-12 本間ハイム101号	南光台中, 南光台東中	773-3611	773-3610		
	八乙女	八乙女中央4-2-31 八乙女STビル101	八乙女中	373-9333	373-8307		泉陵虹の苑 (特養)
	虹の丘	虹の丘1-10-6	加茂中, 長崎ヶ丘中	376-8310	348-2131		○

平成26年4月1日現在

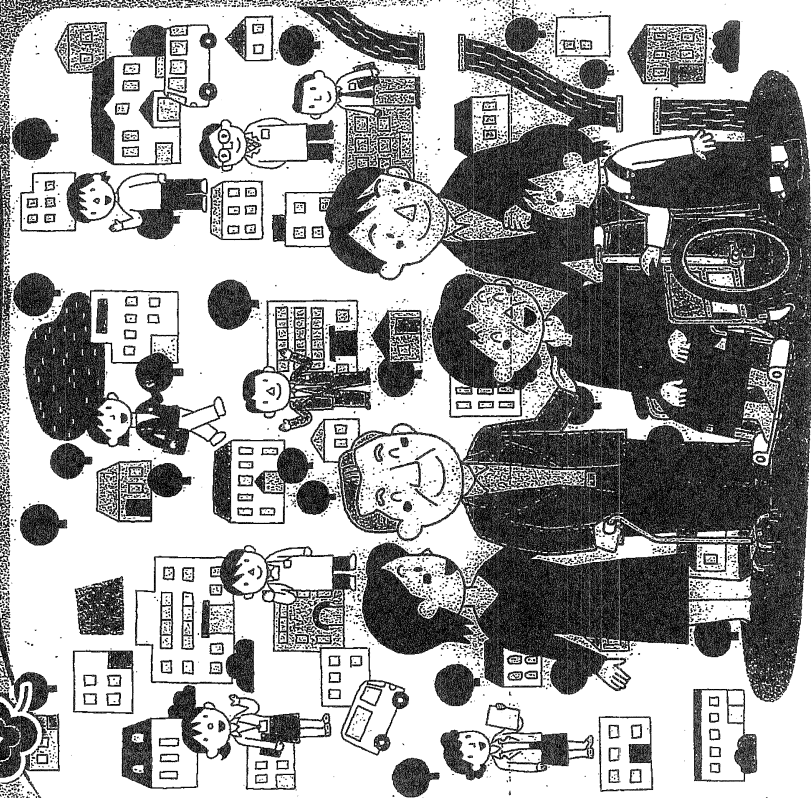
名称	開設	運営	所在地	電話番号		定員	併設施設等
				FAX	電話		
仙台長生園	S13.4.1	(社)仙台社会事業協会	青葉区森山町8-1	271-7255	271-7220	150	仙台長生園(特養), アルデイ, 支援C, GH, ケア
西成苑	H13.4.1	(社)大石ヶ原会	青葉区向吉成7-14-1	719-1720	719-1721	60	大石原苑(特養), ケア, デイ, 支援C

※いずれも(介護予防)特定施設入居者生活介護(→P18)の指定を受けた施設

別添6：船橋市

介護保険・高齢者
平成
26年度版

福祉ガイド



船橋市

施設入所

各種老人ホーム

養護老人ホーム

65歳以上の人で、入所を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅での生活が困難な人のための施設です。入所に際しては、下記の要件を満たしていることが条件となります。

1. 経済的に困窮している状態（生活保護を受けている人、市民税の所得割を課されていない方等）
2. 家族や住居の状況など、現在の生活環境では在宅での生活が困難な状態

●お問い合わせ 高齢者福祉課 施設管理係 ☎047-436-3353

軽費老人ホーム（旧ケアハウス・軽費老人ホームA型）

●軽費老人ホーム（旧ケアハウス）
利用者の条件

1. 60歳以上の人
2. 身体機能の低下が認められ、または高齢などのため、独立して生活することに不安が認められる人であり、家族による援助を受けることが困難な人
3. 毎月の費用負担が可能な人
 - ヴィラ製薬園 船橋市車方町543 ☎047-457-2817
 - みどりの丘 船橋市旭町4-9-1 ☎047-430-7711
 - 市立船橋長寿園 船橋市殿山崎町2-519-3 ☎047-461-9994
 - ケアハウス・セーヴィン 船橋市藤原8-17-3 ☎047-430-7993
 - オレンジガーデン 船橋市芝山7-41-3 ☎047-461-8286
 - ケアハウスシオン 船橋市豊島町659-3 ☎047-456-2227
 - 船橋みどりの里 船橋市神保町131-2 ☎047-440-6310

●お問い合わせ 直接、軽費老人ホームへ

- 軽費老人ホームA型
利用者の条件
1. 60歳以上の人で、要たきりでない人
 2. 親族などがいない人、または家庭の事情などにより家族と同居できない人
 3. 毎月の費用負担が可能なお人
 4. 身元適度な保証人のある人

●お問い合わせ 直接、福寿荘へ
○軽費老人ホーム福寿荘 船橋市古新釜町791-1 ☎047-462-2021

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常に介護が必要な高齢者が生活の場として入所する施設です。入所者には、施設サービス計画に基づいた入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の介助、機能訓練、健康管理などを行います。

入所につぎまわしては、申込順ではなく別記の基準により、必要性の高い人が優先されます。年に2回、各施設で待機順位の見直しを行います。

※市内には、特別養護老人ホームが21施設あります（81～82ページをご覧ください）。

●お問い合わせ 直接、各施設へ



市内高齢者福祉施設一覧表

1. 老人福祉センター

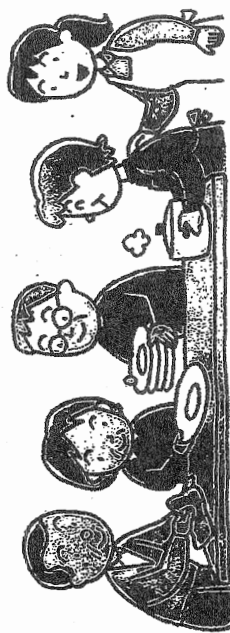
NO	施設名	所在地	電話番号	定員	開設年月日
1	中央老人福祉センター	夏見台1-11-3	047-438-1105	250人	昭50.9.1
2	東老人福祉センター	栗内5-31-1 社会福祉会館内	047-466-1381	320人	昭58.4.1
3	北老人福祉センター	三岐7-24-1 北部福祉会館内	047-449-7601	320人	平6.4.22
4	西老人福祉センター	藤原3-2-15 西部福祉会館内	047-429-0810	320人	平8.5.10
5	南老人福祉センター	湊町1-11-19 南部福祉会館内	047-495-8011	320人	平11.9.1

2. デイサービスセンター (設置者: 船橋市)

NO	施設名	所在地	電話番号	開設年月日
1	船橋市北老人デイサービスセンター	三岐7-24-1	047-440-1615	平6.10.1
2	船橋市西老人デイサービスセンター	藤原3-2-15	047-429-0485	平8.10.1
3	船橋市三山老人デイサービスセンター	三山2-42-1	047-476-5931	平10.6.1
4	船橋市南老人デイサービスセンター	湊町1-11-19	047-480-1230	平11.9.1
5	船橋市松原老人デイサービスセンター	西船2-21-12	047-410-0117	平14.6.1

3. 養護老人ホーム

NO	施設名	所在地	電話番号	定員	開設年月日
1	養護老人ホーム豊寿園	金堀町195	047-457-2201	52人	平21.10.1



4. 養護老人ホーム

NO	施設名	(設置主体) 経営主体	所在地	電話番号	定員	開設年月日
1	福寿荘	(福) 修央会	古和谷町791-1	047-462-2021	100人	昭58.5.1
2	ヴィラ楽寿園	(福) 創明会	草方町543	047-457-8817	50人	平10.3.1
3	みどりの丘	(福) 治生会	旭町4-9-1	047-480-7711	30人	平10.4.1
4	市立船橋養護園	(船橋市) (福) 海和会	船山町2-519-3	047-461-9984	40人	平10.5.22
5	ケアハウスローゼンヴィラ西原	(福) 千葉県福祉協議会	藤原8-17-3	047-480-7998	26人	平11.4.1
6	オレンジガーデン	(福) 康和会	芝山7-41-3	047-461-8236	62人	平12.11.1
7	ケアハウスシオン	(福) 豊富福祉会	舞臺町659-3	047-456-2227	50人	平14.4.1
8	船橋みどりの里	(福) 夏連会	神保町181-2	047-440-6810	50人	平15.2.1

5. 船橋市老人生きがい広場ゲートボール場 (平成26年4月1日現在)

NO	施設名	所在地	面積 m ²	面数
1	習志野ゲートボール場	習志野台5-42-2	780	1
2	芝山ゲートボール場	芝山1-1	579	1
3	前原西ゲートボール場	前原西4-30	635	1
4	三山ゲートボール場	三山6-14	824	1
5	本郷ゲートボール場	本郷町499	1,029	1
6	二和ゲートボール場	二和西2-22	1,426	2
7	南三岐ゲートボール場	南三岐3-17	4,259	3
8	松が丘ゲートボール場	松が丘4-32	944	1
合計 8施設 11面				

生き生きとしたふれあいの都市

ふなばし

FUNABASHI CITY GUIDE BOOK

市民便利帳

平成26-28年版

ふなばし市ガイド

わがまち再発見
レジャー・特産品・歳時記

暮らしの情報

船橋市にお住まいの方への
暮らしに役立つ情報

施設・医療機関マップ

船橋市の公共施設と
医療機関の地図

船橋市の代表番号は

☎ 047-436-2111

ご利用時間 午前9時▶午後5時
※土・日・祝休日、12/29~1/3を除く

防災無線フリーダイヤル

☎ 0120-2784-61

船橋市ホームページ
<http://www.city.funabashi.chiba.jp/>

ふなばし

毎月1日、15日発行。主な日刊紙(朝刊)に折り込んで
お届けします。新聞を購読していない方には無料で
ご自宅のポストへお届けします。

広報課 ☎047-436-2012

船橋市

株式会社サイネックス

INDEX

もくじ	4
地図・地図	8
いざと	32
いざと	32
いざと	36
いざと	50
いざと	58
いざと	64
いざと	68
いざと	76
いざと	79
いざと	84
いざと	89
いざと	97
いざと	102
いざと	106
いざと	108
いざと	109
いざと	112
いざと	146
いざと	151

各種老人ホーム

- 高齡者福祉課 ☎047-436-3353 FAX2350
- 高齡者福祉課 ☎047-436-2353 FAX2350
- 高齡者福祉課 ☎047-436-2353 FAX2350

65歳以上で、入院を要しない健康状態であるものの、
経済的に困難に陥っている状態にあり、家族や住居の状況など
で、在宅での生活が困難な方のための施設です。入所
の要件や審査は高齢者福祉課へお問い合わせください。

特別養護老人ホーム

- 特別養護老人ホーム(特別型)
- 60歳以上の方
- 親族等がない方、または家庭の事情等により家族
と同居できない方
- 毎月の費用負担が可能な方
- 身元確保な保証人のある方
- 軽度老人ホーム(旧ケアハウス)
- 60歳以上の方
- 身体機能の低下が認められ、または高齢等のため、独
立して生活するのに不安が認められる方で、家族に
よる援助を受けることが困難な方
- 毎月の費用負担ができる方
- ※所在地、連絡先等は、高齢者福祉課へお問い合わせく
ださい

介護保険で要介護1~5と認定され、常時の介護を必
要とし、居での生活が困難な方のための施設です。入
所するには、施設サービス計画に基づいた介護や機能訓
練、健康管理などをを行います。入所は申込み制ではな
く、市の要請で入所の必要性の高い方が優先されます。
※所在地、連絡先等は、高齢者福祉課へお問い合わせく
ださい

高齢者医療

- 後期高齢者医療制度 ☎047-436-2395 FAX2405
- 国民健康保険課

75歳の誕生日当日から、それまで加入していた健康
保険から後期高齢者医療制度に切り替わります。被保
険者は、誕生日までに郵送されます。
※身体障害者手帳1~3級および4級の一部の方、精神
障害者福祉手帳1・2級の方、療育手帳①A1~2
の方等は、申請により認定されれば65歳から加入で
きます。

特別養護老人ホーム

- 特別養護老人ホーム(特別型)
- 60歳以上の方
- 親族等がない方、または家庭の事情等により家族
と同居できない方
- 毎月の費用負担が可能な方
- 身元確保な保証人のある方
- 軽度老人ホーム(旧ケアハウス)
- 60歳以上の方
- 身体機能の低下が認められ、または高齢等のため、独
立して生活するのに不安が認められる方で、家族に
よる援助を受けることが困難な方
- 毎月の費用負担ができる方
- ※所在地、連絡先等は、高齢者福祉課へお問い合わせく
ださい

介護保険で要介護1~5と認定され、常時の介護を必
要とし、居での生活が困難な方のための施設です。入
所するには、施設サービス計画に基づいた介護や機能訓
練、健康管理などをを行います。入所は申込み制ではな
く、市の要請で入所の必要性の高い方が優先されます。
※所在地、連絡先等は、高齢者福祉課へお問い合わせく
ださい

社会福祉法人 清和会
WE ARE NOT ALONE 一緒に助け合って生きる

介護のご相談ならお気軽にどうぞ TEL 047-467-6111 <http://wana.or.jp>

特別養護老人ホーム
ワールドスターンセンター
TEL 047-467-6111
船橋市山崎2-518-1

特別養護老人ホーム
ワールドスターンセンター
TEL 047-467-6111
船橋市山崎2-681

特別養護老人ホーム
ワールドスターンセンター
TEL 047-467-6111
船橋市山崎2-518-1

特別養護老人ホーム
ワールドスターンセンター
TEL 047-467-6111
船橋市山崎2-518-1

特別養護老人ホーム 古淵荘の郷
やすらぎと生きがいの老後を
「デイサービスセンター」古淵荘の郷
（小淵タイセイビル15名、翌日、月～金曜日）
「シヨートステイ」
（定員20名）

介護老人福祉施設
短期入所生活介護
居宅支援事業所

TEL 047-457-7586

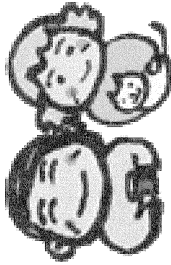
船橋市古淵1671-2

平成26年8月現在

高齢者のための施設

船橋市では、高齢者の皆さんが住みなれた地域でいきいきと暮らしていただけるよう地域に根ざした高齢者福祉・介護保険サービスの充実に努めています。

ここでは、主な高齢者向けの施設等のご紹介をします。

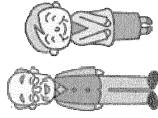


- 1) 軽費老人ホーム
介護保険施設
- 2) 特別養護老人ホーム(=介護老人福祉施設)
- 3) 介護老人保健施設
- 4) 養護老人ホーム
- 地域密着型サービス
- 5) 認知症高齢者グループホーム(=認知症対応型共同生活介護)
- 6) 有料老人ホーム

船橋市
福祉サービス部 高齢者福祉課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話 047(436)2353
FAX 047(436)2350
E-mail: koreishafukushi@city.funabashi.lg.jp

(1) 軽費老人ホーム (平成26年度福祉ガイド⇒P64・P84)

60歳以上の方で、自分の身の周りのことはできるけれど、高齢により一人で在宅生活を送るには不安のある方が入所できる施設です。お部屋は個室(または夫婦部屋)で、食堂や共同浴室があります。施設の主催するクラブ活動や行事に参加することもでき、自立した高齢者の方が暮らしています。



対象：60歳以上の方で、高齢などのため独立して生活するのに不安があり、家族による援助を受けるのが困難な方

申込方法：各施設へ直接申込

費用のめやす：月額(約)60,000円～140,000円程度(1か月につき)
(内訳) サービス提供費・生活費(食費・共用部分の光熱水費)・管理費

※施設によって金額が異なります。

※サービス提供費については所得に応じて減免(差額は市が施設に補助)があります。

※このほかに、家賃滞納保証金(30万円まで)、居室の光熱水費、日常生活に要する各種費用等がかかります。

【船橋市内の施設】

①軽費老人ホーム(旧ケアハウス) 7施設

NO.	施設名	所在地	電話
1	ヴィラ紫香園	車方町 543	047-457-2817
2	みどりの丘	旭町 4-9-1	047-430-7711
3	市立船橋長寿園	飯山満町 2-519-3	047-461-9994
4	ケアハウスローゼンヴィラ藤原	藤原 8-17-3	047-430-7933
5	オレンジガーデン	芝山 7-41-3	047-461-8236
6	ケアハウスシオン	豊台町 659-3	047-456-2227
7	船橋みどりの里	神保町 131-2	047-440-6310

②軽費老人ホームA型 1施設

NO.	施設名	所在地	電話
1	福寿荘(軽費老人ホームA型)	古和釜町 791-1	047-462-2021

※②A型の入所要件は①軽費老人ホーム(旧ケアハウス)と異なります。入所一時金はかかりません。

(4) 養護老人ホーム

(平成26年度福祉ガイド⇒P65・P83)

対象：65歳以上の方で、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅での生活が困難な方のための施設です。入所に際しては定められた要件（経済的に困難している状態である・家族や住居の状況など現在の生活環境では在宅での生活が困難な状態である）を満たしていることが条件となります。

お問い合わせ：船橋市高齢者福祉課 047-436-3353

【船橋市内の養護老人ホーム】 1施設

NO.	施設名	所在地	電話
1	養護老人ホーム豊寿園	金堀町195	047-457-2201